昭和53年10月14日　第３種郵便物認可　平成15年8月15日発行第320号　毎月１回15日発行

行政とちぎ

（馬頭町）「道の駅」ばとう

2003. 8 No.320

－目　次－

□会員と行政書士と政治連盟 …… 2
□臨時総会について …… 3
□平成１５年度臨時総会議事録 …… 4～5
□産業廃棄物処理業に係る特別研修会開催 …… 6
□金敷副会長　パネリストとして参加 …… 7
□日行連理事会開催される・他 …… 8
□研修会開催のお知らせ …… 9
□定款代理作成権限に関する
　公証人連合会の見解について …… 10
□用途地域の指定のない区域における
　容積率・建ぺい率等の指定について …… 11
□商業・法人登記事務のコンピューター化
　に伴う事務取扱いについて …… 12～14
□行政書士法の一部改正について …… 15
□平成１５年度行政書士試験要項（抜粋） …… 16
□支局かわら版（塩那支部） …… 17
□支局情報・他 …… 18
□支部長の顔・他 …… 19
□アドちゃん談話室 …… 20～21
□交差点・政連だより …… 22
□木もれび・他 …… 23
□会員の動き・お知らせ …… 24

栃木県行政書士会

会員と行政書士会と政治連盟

栃木県行政書士会副会長　金　敷　　裕

先月に開催されました臨時総会も無事終了し、栃木県行政書士会の駐車場用地取得の件について承認可決され、会員の執行部に対するご理解に深く感謝申し上げます。

さて、行政書士を取り巻く環境はここ数年急速に変化し、平成１３年に行政書士法の一部改正によって代理権が取得され、昨年７月から同法が施行されたことにはじまり、昨年１２月には行政手続オンライン化関係三法といわれる行政手続オンライン化法、整備法、公的個人承認法が公布され、本年の国会では行政書士の法人化に関する法律が成立し来年８月から施行されることとなります。さらに、行政手続きがの電子化といわれる電子政府・電子自治体の構築も本年度に行われ行政手続きが大きく変わろうとしています。ここ数年でこのように変化していく環境に対応していくことは、会員の皆様におかれましても大変な努力と苦労を要していることと推察するとともに、会の執行部としては、小林会長を中心に迅速な対応をするために努力しているところでございます。

しかし、このような環境の変化、情報の多様化の中で会の執行部だけでその対応をすることは大変難しいものでありますし、今後の行政書士制度を考えた場合、会の執行部だけが考えることではなく、会員一人々が自分のこととして、今後の行政書士制度はどうあるべきか、また、栃木県行政書士会はどのようにあるべきかをもう一度原点に返って考えるときだと思います。そして、行政書士制度が制定された昭和２６年以来の大きな行政手続きの変化に対応するために、会が会員のために何をしてくれるのか、何をするべきなのかだけではなく、会員が会のために何ができるのか、会のために何をすべきかを我々の行政書士制度と地域住民の利便を守るためにもう一度考え、会と会員が相互に協力していく必要があると考えます。さらに会員を中心に構成されている政治連盟についても、議員立法により法制化されている行政書士を考えた場合、行政書士会にとっては重要な役割を果たしてきましたし、今までの行政書士関連の法改正には十分な結果を成してきたものと考えられます。

これらのことから、会員と行政書士会と政治連盟が一体となって、今後構築される電子政府・電子自治体、これから訪れる少子高齢化社会の中で、行政書士制度が有効に機能しこれまで以上に重要な役割を果たしていけるよう努力していきたいと考えますので、会員の皆様にもこれまで以上に会の執行運営へのご協力とご理解をしていただき、会への建設的な意見を発していただきたいと考えます。私も会の執行部の一員、そして一会員として会の発展と会員が円滑な業務を遂行できるよう微力ではありますが努力し協力していきたいと考えています。

臨時総会について

緊急に重要案件を審議願うための臨時総会は７月１７日午前１０時３０分、護国会館に招集された。会議の結果は配布された原案通り議決が得られたことの概要について報告いたします。

当日の会員総数は731名で、会議に本人出席63名、賛意を以って委任状を提出された者273名、賛否無記入の委任状提出者80名の合計416名で、会則に規定される２分の１（366人）以上の要件を満たしており臨時総会は成立した。

会議は市川総務副部長の司会に始まり宮嶋副会長は開会で臨時総会招集要因は事前配布議案のとおりと、その大要を報告。

小林会長は配布済議案趣意を踏まえて次のように報告がなされた。

現今の厳しい社会経済の中にあって行政書士が住民信頼を得て日常業務遂行に当っておる現況、業務の拡充と推進を図る目的をこめての各種研修による会員の業務面の拡充強化と資質向上への努力を傾注点を強調、研修会場が主に書士会館となり県内各地からの研修参加会員の駐車場確保が懸案事項で、これらについて趣意書内容の通り理事会の承認を得て緊急臨時総会に付議することになった点につき理解を求めた。

特に賛否無記入委任状の取り扱いは前例により各出席支部長10名に８票づつを配分、議決時の賛否を問う扱い方で全員の承認を得た。

会議は議長団に宇都宮支部の岡井、工藤会員を選び、署名人に同支部小林（幸）、田代会員、書記に同支部深見、嶋崎両会員を指名で開会した。

議案の審議に入り執行部の提案理由の説明で、小林会長は趣意書内容の通り用地確保に関する会則上の承認を求める提案であると述べ、金敷副会長と唐木田財務経理部長から内容の説明がなされた。

質疑に入り小山支部青木会員、足利支部星野会員、宇都宮支部鈴木会員から公売に関する落札できない場合の考え方と処置、会館の将来を展望して地方移転案、財政面では会員から公募債の方法等の要望があったが、会長は意見は真摯に聴取するが本日の提出議案での推進を図り目的達成に努力する答弁がなされ、採決に入り賛成者過半数を超えており原案通り可決決定したと宣告、無事に原案通り執行されることになった。　　以上

（総務部長　秋田　豊）

栃木県行政書士会 平成１５年度臨時総会 議事録

1　日　時　　平成１５年7月１７日（木）
　　１０：３０～１１：３０

2　場　所　　宇都宮市陽西１番３７号
　　「護国会館」一階　鶴の間

3　会員の総数　　７３１名

4　出席の状況　　本人出席　　７１名
　　委任出席　３６７名
　　計　　４３８名

5　総会の目的である事項
議案第一号　土地（駐車場用地）取得に関する件
（1）土地（駐車場用地）を取得するため宇都宮市の市有地公売に参加することについて
（2）土地（駐車場用地）取得のための資金として、新たに金融機関より金４５００万円を限度として借り入れることについて
（3）土地（駐車場用地）取得に伴う平成１５年度補正予算案の承認について

6　総会の要領
１０時３０分、総務部市川副部長の司会により、宮嶋副会長による開会の言葉、小林会長による挨拶に続いて臨時総会は進められた。

司会者は議事に先立ち、本人出席７１名、委任出席３６７名、計４３８名の出席であり、会員数７３１名における過半数に達しており、本臨時総会は適法に成立している旨を報告した。

（1）委任状の取り扱い
小林会長より、３６７通の委任状の内訳（議題の賛否記載のあるもの２７３、記載のないもの８０通）の取り扱いについて、受任者記載のない８０通については、１０支部の各支部長に８票づつとすることとの提案があり、拍手多数をもって承認された。
（2）正副議長の選任
次に、議長団の選任方法について議場に諮ったところ、司会者一任との声があり、司会者より次の者を指名、全員異議なく承認された。
岡井正樹（宇都宮支部）
工藤恭裕（宇都宮支部）
（3）議事録署名人の指名及び書記の任命
議長は議事録署名人及び書記に次の者を指名及び任命したところ、全員異議なく承認された。
議事録署名人　　小林　幸雄（宇都宮支部）
〃　　田代　昌宏（宇都宮支部）
書　　記　　嶋崎チイ子（宇都宮支部）
〃　　深見　　史（宇都宮支部）
（4）議事
議案第一号　土地（駐車場用地）取得に関する件
1）土地（駐車場用地）を取得するため宇都宮市の市有地公売に参加することについて
2）土地（駐車場用地）取得のための資金として、新たに金融機関より金４５００万円を限度として借り入れることについて
3）土地（駐車場用地）取得に伴う平成１５年度補正予算案の承認について

1）2）については、総会資料に基づき、金敷副会長より、また3）について唐木田財務部長より報告がなされた。

当会はかねてからの駐車場不足を、友好団体である（社）柔道整復師会、及び（社）栃木県宅地建物取引業協会の敷地を無償で借り受けるなどしておぎなって来たが、柔道整復師会の改築にともない同駐車場が使用できなくなったことから、本年度４月から近隣の市有地を駐車場として利用するため宇都宮市と賃借契約を結んだ。

しかしながら当該市有地は年二回、宇都宮市において一般競争入札を行うため、安定し使用できる場所とはなっていない。

そのため、当会執行部は、当該土地につき、今年９月予定の市有地公売に参加して購入することを提案する。

公売入札予定価格は、不動産取得税等取得に要する費用含め、５２００万円以下を予定している。

以上のような説明を受けた後、議長は議場に質疑を求めた。

質問：小山支部　青木裕一会員
入札予定額の５２００万円の根拠を示されたい。

回答：小林会長
周辺土地の評価額を推定し４９００万円を土地購入費、２～３００万円を諸費用としている。

再質問：小山支部　青木裕一会員
万一、落札できなかったとき駐車場問題をどうするのか？

回答：小林会長
100％とは言えないが、議決されれば必ず公売を取るという意欲を持っている。

質問：足利支部　星野光男会員
行政書士会会館の郊外転出を考えるべきだと思う。その意味で、駐車場購入のために５２００万円を使うことは当会の首を絞めることになる。宅建協会がおとすであろう当該土地を賃借して郊外転出のための特別委員等設置を考えてほしい。

回答：金敷副会長
提案については今後考えていきたい。

質問：宇都宮支部　鈴木清市会員
４５００万円につき、借り入れ条件として２，１％の金利をつけるなどして、会員から５０万円づつ９０人ほどから集めてはどうか。

回答：小林会長
会員には会債発行及び会費の値上げ等の負担はかけない方針でいきたい。

以上で質疑応答が終了したため、議長は上記議案の評決を起立により求めた。

賛成	出　席　者	６３
	受任者記載ある委任状	２７３
	受任者記載のない委任状	８０
	計	４１６票

本議案は会則３８条第４項の特別議決事項に該当するため、会則４３条の要件である賛成票が過半数に達しているため、本議案は可決承認された。

以上ですべての議題審議を終了したので、議長は閉会を宣言、退任した。

堀越副会長が閉会のことばを述べ、１１時３０分、平成１５年度臨時総会は閉会した。

産業廃棄物処理業に係る特別研修会開催（第2回）

7月17日（木）護国会館において、午前中の臨時総会（駐車場用地取得に関する件）に引き続き、午後1時30分から、第2回特別研修会が開催されました。今回の研修科目は、下表の3、4科目を実施いたしました。

行政書士が宇都宮市に産業廃棄物収集運搬業許可申請をする場合に、診断書類の提出を要するときは、修了証の写しを添付しなければなりません。修了証の交付を受けるためには、下表研修全4科目の受講が条件となっております。

尚、6月17日（87名参加）、7月17日（98名参加）の2日間で修了証授与者（全科目受講者）は70名でした。

項	研修科目	日程
1	財務諸表に基づく経営分析	6/17済
2	産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務	6/17済
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律概論	7/17済
4	産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務	7/17済

※上記4科目をもう一度実施します。

今後の日程は、HP・会報でお知らせします。

▲講師　丸山　利一氏

▲講師　金敷　裕氏

第3科目は、栃木県生活環境部環境整備課廃棄物対策室　丸山利一様を講師に招き、産業廃棄物の発生から処分までの流れを、栃木県の実態などを交えながら法令の要点を説明していただきました。

また、実務に関連して、産業廃棄物収集運搬業許可申請について、収集運搬車両の表示方法など他県との違い、変更の申請時期（3ヶ月前から受付）など留意点等についても説明がありました。

第4科目は、行政書士　金敷裕氏が講師となり、経営診断書作成の実務について、1．財務状況　2．会社の将来性　3．総合評価を下記13項目

収益性	・総資本経常利益率 ・売上高経常利益率 ・売上高総利益率 ・損益分岐点比率
効率性	・総資本回転率
安全性	・当座比率 ・流動比率 ・固定比率 ・固定長期適合率 ・自己資本比率
生産性	・労働生産性 ・従業員一人当たり売上高 ・労働分配率

の経営指標を分析し経営状況を的確に判断し、問題点の抽出と改善案を立案し、将来的に収益が上がるように経営者に提案するとともに、的確な診断書作成が出来るように実務に則した形で説明していただきました。

冒頭で述べた通り、修了証授与者は70名ですが、受講途中の方や、未だ受講されていない方もあと1回、講習会の機会がありますので、是非スケジュールを調整して受講してください。

（業務研修部　鈴木　昇）

全国リレーフォーラム　電子自治体と未来のくらし

金敷副会長　パネリストとして参加

「全国リレーフォーラム　電子自治体と未来のくらし」が、７月３０日（金）、栃木県総合文化センターで開催された。このフォーラムは、総務省・栃木県・下野新聞社等が主催するもので、当行政書士会金敷裕副会長がパネリストの１人として参加した。

他３名のパネリストはそれぞれ、猿渡知之氏（総務省）・角一幸氏（ＴＫＣ専務）・和田佐英子氏（那須大学助教授）である。コーディネーターは下野新聞新川忠孝顧問。

「未来社会というと私は星新一の小説を思いだすんですよねぇ」というコーディネーター新川氏の語りかける口調から始まったこのフォーラム。会場からの質問の中に「で、電子自治体って結局何なのですか？肉声で答えていただきたい」というのがあった。

行政書士のみならず、税理士司法書士等いわゆる「士」業といわれる人々の仕事が、この電子化の流れの中では、一層高度化したものとして求められてくるのではないか、という論もあった。確かに誰もがパソコンで手続きできると

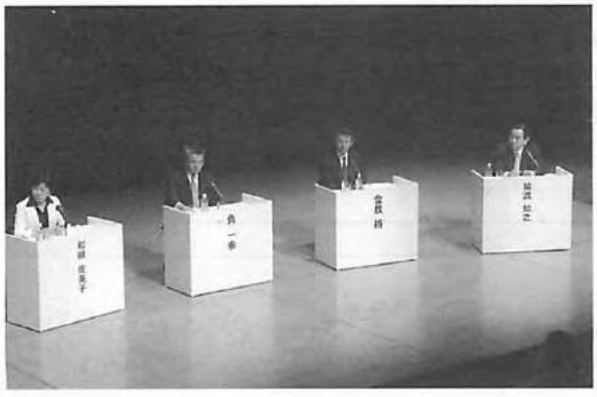

平成15年7月31日
下野新聞より

宇都宮

電子自治体の課題議論

リレーフォーラムに300人

全国リレーフォーラム「電子自治体と未来のくらし」が三十日、宇都宮市の県総合文化センターサブホールで開かれ、約三百人の来場者が電子自治体の必要性や課題について理解を深めた。

フォーラムは総務省、県、財団法人地方自治情報センター、下野新聞社、全国地方新聞社連合会が主催。住民サービスの向上や行政の効率化を目的に国が進める電子政府や電子自治体について、知ってもらおうと開いた。

京都大大学院の森広芳照教授が「ユーザーから見た情報流通システムへの期待と課題」と題して講演。森広教授は現在の情報技術（ＩＴ）の特徴を「個人が、自由な情報の発信、受信が可能」と説明。一方でネット上の犯罪などに触れ、「セキュリティーとモラルの点から規制が必要。公の役割が大きくなっていくだろう」と指摘した。

この後、新川忠孝・下野新聞社顧問をコーディネーターにパネルディスカッションが行われ、四人のパネリストが電子自治体の意義や来月から始まる住民基本台帳ネットワークシステムの二次稼働などについて意見を交わした。

電子自治体をテーマにした全国リレーフォーラム
＝30日午後、県総合文化センター

なると、その１歩進んだサポート・より高度な助言のできる質の高さが求められてくる。

印象に残ったのは、「使いにくいからと敬遠するのではなく、使いにくいのはコイツが悪いんだ、という発想が大切」という点だった。それはパソコンに対してだったが、一方、制度自体に対しても、悪い点は悪い点として声をあげていくことが大切だということなのである。情報の一極集中ということではなく、チェック機構の充実をどう展開していけるかがキーワードのように思えた。

なお、詳細は８月１８日付下野新聞に特集される予定である。必見。

（広報部）

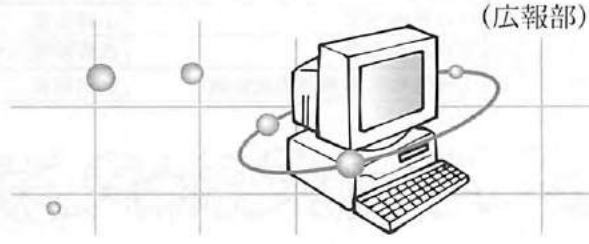

日行連理事会開催される

平成１５年７月２３日、２４日の両日にわたり、行政書士会館において、役員改選後の初理事会が開催されました。新会長宮内一三氏（東京会）をはじめ、副会長、理事総数５５名中５３名の出席のもと、全員が自己紹介を行った後、議案審議に入り次のとおりすべての議案が可決承認されました。

【議決事項】

第１号議案　専務理事の承認について
大塚義夫氏

第２号議案　日本行政書士会連合会議事運営委員会規則の一部改正について

同規則第４条第１項第１号中「総会構成員」を「総会代議員」に改める。

第３号議案　日本行政書士会連合会研修センター（仮称）規則について（日本行政掲載予定）

第４号議案　各部、委員会等の構成並びに構成員の承認について（同上）

第５号議案　相談役の委嘱について（同上）

第６号議案　顧問の委嘱について（同上）

第７号議案　平成１５年度各部・委員会事業の具体的推進について（同上）

以上、提出された議案すべてについて討議され、新執行部一同心を新たにした次第です。

最後になりましたが、この４年間にわたり日行連理事（現本会副会長）としてご活躍をいただきました岸宏先生に心より御礼申し上げます。今期は私が交代し私なりに頑張るつもりです。よろしくご声援下さい。　（小林一二）

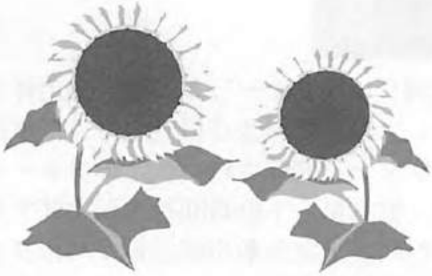

―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊―＊

書士会日誌

―― 7月（主なもの） ――

2日	火	IT戦略特別委員会	会長 金敷委員長 風間副委員長 関塚理事 小林専門部員 工藤専門部員 田代専門部員
		編集会議	会長 金敷副会長 青木部長 小林副部長 清水理事 松本理事 新井専門部員
		宇都宮市長表敬訪問	会長 金敷副会長 岸副会長 宮嶋副会長 堀越副会長 浅野政連会長 増田局長
3日	水	三士会打合せ会	会長 浅野部長
4日	木	制度推進部会	会長 浅野部長 大石副部長 石田理事 石塚理事 市村理事
8日	火	関東地方協議会	会長 増田局長
9日	水	業務開発部会	会長 前澤部長 岩本副部長 住吉理事 手塚理事 板橋理事 廣田理事
10日	木	会報編集	金敷副会長
11日	金	総務部会（臨時総会の打合せ）	会長 宮嶋副会長 秋田部長 市川副部長 齊藤理事 木下理事 岡井専門部員 金敷副会長 工藤専門部員
14日	月	自動車販売店協会との協議会	会長 宮嶋副会長
		6団体との連絡協議会	会長 岸副会長 齊藤宇都宮支部長
		県文書学事課訪問	宮嶋副会長 秋田部長 市川副部長
17日	木	臨時総会	会長 宮嶋副会長 秋田部長 市川副部長 齊藤理事 木下理事 岡井専門部員 工藤専門部員 堀越副会長 岸副会長 唐木田部長
		業務研修部産業廃棄物特別研修会	横山部長 鈴木昇理事
18日	金	挨拶回り	会長 市川理事
23·24日	水·木	日行連理事会	小林会長
24·25日	木·金	日政連幹事会	浅野政連会長
31日	金	人権同和対策推進県民会議	秋田部長

研修会開催のお知らせ

（業務研修部）

研修会を下記により開催しますので、ご参加下さい。

記

1　日程及び研修科目・講師

No.	研修会日時	研修科目とその概要及び講師（敬称略）
1	平成１５年９月５日（金） 午後３時から午後５時まで	契約書作成の基礎知識 ◎　契約法の基礎知識と各種の契約書について 講師→　行政書士　横山　真
2	平成１５年９月１９日（金） 午後３時から午後５時まで	土地利用関係法の概要 ◎　どのような場合にどのような許可・届出等の手続が必要となるのかを様々な土地利用関係法を抜粋し解説 講師→　行政書士　前澤　眞一
3	平成１５年１０月中旬頃	入管業務に関する研修 ※講師の方については、東京入国管理局宇都宮出張所担当官を予定しています。日時、具体的な研修内容等の詳細については後日郵送によりご案内します。
4	平成１５年１０月下旬	風俗営業許可申請に関する研修 ※講師の方については、栃木県警察本部生活安全企画課担当官を予定しています。日時、具体的な研修内容等の詳細については後日郵送によりご案内します。

2　上記の研修会の会場等はいずれも次のとおりです。

研修会の会場	栃木県行政書士会館　２階会議室（宇都宮市西一の沢町１－２２）
研修対象者	原則として会員
受講料	５００円

3　研修会に参加される方は、下欄の参加申込書を利用し事務局宛ＦＡＸ又は郵送にて申し込み下さい。或いは、参加される研修会を明示のうえ事務局まで電話にて申し込み下さい。
　申し込みは随時受け付けますが、準備の都合もありますので、各研修日の１週間位前までには申し込み下さい。

事務局	電話番号028－635－1411／ＦＡＸ番号028－635－1410

4　業務研修部では、上記以外にも研修会を計画しています。順次、「行政とちぎ」等で、ご案内します。

研修会参加申込書

（参加申し込みされる研修会について、参加申し込み欄に○をつけて申し込み下さい。）
〔以前申し込みされた方は、今回は必要ありません。〕

No.	研修会日時	研修科目	参加申し込み欄
1	平成１５年９月５日（金）	契約書作成の基礎知識	
2	平成１５年９月１９日（金）	土地利用関係法の概要	
3	平成１５年１０月中旬	入管業務に関する研修	日時等を郵送により後日ご案内しますので、その時に申し込み下さい。
4	平成１５年１０月下旬	風俗営業許可申請に関する研修	

平成１５年　　月　　日

支部名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日行連発第４９４号
平成15年7月15日

役　　員
各　　殿
単位会長

日本行政書士会連合会
会長　宮内　一三

定款代理作成権限に関する公証人連合会の見解について

公証人連合会より行政書士による定款の代理作成権限に関する見解について、別紙のとおり連絡がありましたので、お伝えいたします。

平成１５年７月１５日

日本行政書士会連合会会長
宮　内　一　三　殿

日本公証人連合会法規委員長
渡　邊　剛　男

事務連絡

貴連合会には、公証業務につき日頃からご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、行政書士による定款の代理作成権限に関する当会の見解について過日お問い合わせをいただきましたが、去る６月２７日所管委員会である法規委員会において検討しました結果、下記のとおりの結論となりましたのでご連絡します。

なお、７月１１日開催の全国理事会に報告してあります。

おって、この協議結果は、適宜の方法で、会員に周知徹底が図られることになっております。

記

代理の方法による定款認証の形態として、嘱託代理のほか、定款の作成代理の形態もある。平成１３年法律第７７号による改正後の行政書士法第１条の３第２号（平成１４年７月１日施行）に「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」と規定されたので、行政書士は、その資格において、発起人又は社員から委任を受けて定款を代理作成できることになったものと考えられる。

以　上

収受
日行連第401号
15. 7. 15
日本行政書士会連合会

平成１５年7月2日

栃木県行政書士会　様

宇都宮市長　福　田　富　一
（建築指導課扱い）

用途地域の指定のない区域における容積率・建ぺい率等の指定について

日頃より、建築行政に対しましてご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本市におきましては、用途地域の指定のない区域（市街化調整区域）の建築形態規制について、別紙のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

なお、このことにより、高さが10mを超える建築物については、県条例により日影による中高層の建築物の高さの制限を受けることになります。

宇都宮市告示第２９６号

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第三（に）欄の五の項に掲げる数値について、下記のとおり決定する。

平成１５年7月1日

宇都宮市長　福　田　富　一

1　決定数値

指定区域	第５２条第１項第６号の数値（容積率）	第５３条第１項第６号の数値（建ぺい率）	別表第三（に）欄の五の項の数値（道路斜線）	第５６条第１項第２号二の数値（隣地斜線）
宇都宮市の用途地域の指定のない区域全域	20／10	6／10	1.5	1.25

2　適用期日　　平成１５年１０月１日から適用する

総庶第１０１０号
平成１５年７月７日

各　関　係　機　関　御中

宇都宮地方法務局総務課長　垂　石　善　次

商業・法人登記事務のコンピュータ化に伴う事務取扱いについて（依頼）

平素から登記行政につきまして，格別の御理解と御協力いただき，厚く御礼申し上げます。

さて，当局栃木支局におきましては，平成１５年９月１６日（火）付けをもって，商業・法人登記事務をコンピュータシステムにより取り扱うことを予定しています。

また，上記のコンピュータによる処理に伴い，従来の商業・法人登記簿の謄本，抄本に代えて登記事項証明書を，代表者の資格証明書に代えて代表者事項証明書を，それぞれ発行いたします。これらの証明書は，民法，民事執行法，その他の法令の規定の適用について，登記簿の謄本，抄本及び資格証明書とみなされます。

つきましては，商業・法人登記事務のコンピュータ化に伴い，別紙のとおり取り扱うこととなりますので，貴関係機関及び職員の皆様方にお知らせいただくとともに，御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお，同事務のコンピュータ化と同時に，登記情報提供サービス及び登記情報交換サービスも開始されることを申し添えます。

別　紙

宇都宮地方法務局栃木支局における商業・法人登記事務のコンピュータ化について

宇都宮地方法務局

1　コンピュータ処理庁としての指定・稼働
　指定日　平成１５年９月１６日（火）
　稼働日　平成１５年９月１６日（火）

2　コンピュータ処理事務の範囲
（１）宇都宮地方法務局栃木支局の管轄に属する商業登記事務
　株式会社登記簿，有限会社登記簿，合名会社登記簿，合資会社登記簿，商号登記簿，未成年者登記簿，後見人登記簿，支配人登記簿及び外国会社登記簿に係る事務（ただし，閉鎖登記簿，解散の登記がされている会社の登記簿，破産宣告の登記がされている会社の登記簿，設立無効・設立取消の登記がされている会社の登記簿，休眠会社整理作業によって支店休眠登記簿に編綴されている株式会社の登記簿及び商号に記号が用いられている会社の登記簿等移記するのが適当でない登記簿を除く。）
（２）宇都宮地方法務局栃木支局の管轄に属する法人登記事務
　（ただし，解散法人等を除く。）
（３）宇都宮地方法務局栃木支局の管轄に属する商業・法人の印鑑に関する事務
　商業・法人の印鑑に関する事務は，既にカード式印鑑間接証明方式が導入されておりますが，平成１５年９月１６日（火）からは，商業・法人コンピュータに登録済データが移行されます。
　なお，印鑑登録及び印鑑証明請求等の方式に変更はありません。

3　登記申請書の様式
　登記簿は，従来の登記用紙に代わり「区」に区分した登記記録をもって編成されることとなります。
　①　「区」の名称及び各区に記録される登記事項については，商業登記規則の別表第１ないし第８に掲げられていますが，主なものは，資料１のとおりです。
　②　登記申請書に記載する登記事項は，「区」ごとに整理して記載して下さい。

4　登記情報の公開方法
（１）登記事項証明書
　①　現在の登記簿謄本，抄本に代わるものとして，現在事項証明書，履歴事項証明書及び閉鎖事項証明書を交付することになります。各登記事項証明書には，登記事項の全部を記載した全部事項証明書と登記事項の一部のみを記載した一部事項証明書とがあります。
　②　現在の会社・法人の代表者の資格証明書に代わるものとして，代表者事項証明書を交付することになります。
　③　登記事項証明書の内容等については，資料２を参照して下さい。
（２）登記事項要約書
　商業・法人登記簿の閲覧はできなくなりますので，登記簿の記録内容を知りたいときは，登記事項要約書の交付を請求して下さい。登記事項要約書の内容等については，資料２を参照して下さい。
（３）印鑑証明書
　既にカード式印鑑間接証明方式が導入されており，これまでの印鑑カード及び申請書等に変更はありません。
（４）会社番号（法人を含む）
　事務処理の迅速化を図るために，各会社ごとに会社番号を付することとなりました。登記事項証明書等の請求書には，会社番号も記載していただくと会社の特定が早くなります。
　なお，会社番号の検索は，窓口備付けの「会社番号一覧表」を御利用下さい。登記事項証明書及び印鑑証明書には，会社・法人番号が記載されます。
（５）登記情報提供サービス
　自宅や会社等のパソコンからインターネットを利用して，全国のコンピュータ化された登記

所の登記事項を確認することができます。

なお，御利用方法には，継続的に利用する方法と一時的に利用する方法があります。継続的に利用する場合には，事前に利用者登録が必要となります。また，一時利用の場合には，事前登録することなくクレジットカードの即時決済によりご利用できます。

当局管内の取扱庁は，宇都宮地方法務局登記部門，鹿沼出張所，大田原支局及び栃木支局です。

また，栃木支局の不動産登記事務については，既に同サービスを実施しております。

インターネットからの申し込みアドレス　http://www.touki.or.jp/

（6）登記情報交換サービス

同支局の窓口において，法務大臣から指定を受けた他の登記所が管轄する商業・法人等の登記事項証明書，印鑑証明書を請求することができます。

なお，手数料については，登記事項証明書１通当たり１，１００円，印鑑証明書１通当たり６００円（政令で定めた回線使用料１００円含む。）です。

当局管内の取扱庁は，宇都宮地方法務局登記部門，鹿沼出張所，大田原支局及び栃木支局です。

また，栃木支局の不動産登記事務については，既に同サービスを実施しております。

資料２

登記情報の公開方法

コンピュータシステムによる商業・法人登記においては，登記されている事項の公開方法が，登記簿の謄本の交付，閲覧に代わり，下記のようになります。

記

1　登記事項証明書

登記事項証明書には，次の四種類のものがあります。

（1）現在事項証明書・・・現在の役員の氏名など現に効力を有する事項（全部又は一部について）及び変更された直前の商号（名称）・本店（主たる事務所）の登記事項を証明するものです。

（2）履歴事項証明書・・・現に効力を有する事項に加えて，請求のあった日から３年前の年の１月１日までの間に抹消（アンダーラインで記録）された登記事項等（ただし，コンピュータ処理によって抹消された登記事項の全部又は一部について）を証明するものです。

（3）閉鎖事項証明書・・・他の登記所の管轄に本店（主たる事務所）が移転した会社（法人）の登記簿など閉鎖登記記録に記録されている登記事項（全部又は一部について）及び履歴事項証明書に記載されない請求のあった日の３年前の１月１日前に抹消された登記事項を証明するものです。

（4）代表者事項証明書・・会社・法人の代表者に関する事項を証明するものです。これまでの代表者の資格証明書は廃止されます。

2　登記事項要約書

登記簿の閲覧制度は廃止され，新しく登記事項要約書の交付を請求するという制度になりました。この登記事項要約書は，現に効力を有する登記事項の一部を記載した書面です。

登記事項要約書は区単位で請求することになりますが，１申請で請求することができる「区」の数は，「商号区（名称区）」及び「会社状態区（法人状態区）」（登記がある場合に限られます。）のほか，３区が限度です。

3　印鑑証明書

従来のカード式印鑑間接証明方式に変更はありません。

4　会社番号（法人を含む）

事務処理の迅速化を図るために，各会社ごとに会社番号を付すこととなりました。登記事項証明書等の請求書には，会社番号も記載していただくと会社の特定が早くなります。なお，会社番号の検索は，窓口備付けの「会社番号一覧表」を御利用下さい。

行政書士法の一部改正について

（詳細については後日掲載）

第１　行政書士法人制度の創設

１　設立

行政書士は、行政書士法人（行政書士の業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。）を設立することができるものとすること。

２　社員の資格

行政書士法人の社員は、行政書士でなければならないものとすること。

３　業務の範囲

行政書士法人は、行政書士の業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち行政書士の業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができるものとすること。

４　業務を執行する権限

行政書士法人の社員は、原則として、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うものとすること。

５　解散

行政書士法人は、社員が一人になり、その後六月間その社員が二人以上にならなかった場合等には、解散するものとすること。

第２　研修

行政書士は、行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないものとすること。

第３　国民一般からの懲戒処分請求

何人も、行政書士又は行政書士法人について懲戒の事由があると思料するときは、都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができるものとすること。

第４　懲戒処分の公告

都道府県知事は、行政書士又は行政書士法人に対する懲戒処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県の公報をもって公告しなければならないものとすること。

第５　その他

１　この法律は、平成十六年八月一日から施行するものとすること。

２　その他所要の規定の整備を行うものとすること。

平成１５年度行政書士試験要項（抜粋）

１　試験の日時

平成１５年１０月２６日（日）
午後１時から午後３時３０分まで
※午後０時３０分から受験上の注意等の説明を行います。

２　試験の場所（栃木県）

宇都宮大学　峰キャンパス
宇都宮市峰町３５０

３　試験科目

（１）行政書士の業務に関し必要な法令等

行政書士法（行政書士法施行規則を含む）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成１５年４月１日現在施行されている法令に関して出題します。

（２）一般教養

※出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

４　受験願書用紙の配布先（栃木県）

・（財）行政書士試験研究センター
・栃木県総務部文書学事課
（宇都宮市塙田１－１－２０
栃木県庁南庁舎３号館内）
・栃木県行政書士会
（宇都宮市西一の沢町１－２２）

５　受験申込み

（１）受験手数料の払込み

受験手数料７，０００円を受験願書と一緒に配布する所定の払込用紙（郵便局、銀行共用）により郵便局又は銀行の窓口で払い込んでください。一般の払込用紙及び機械による払込みは受付できません。必ず所定の払込用紙により払い込んでください。

受験手数料は、受験願書の受付締切日平成１５年８月２９日（金）までに払い込んでください。

（２）受験願書の郵送

提出先（財）行政書士試験研究センター
「受験願書の書き方、確認事項及び記入例」にしたがって受験願書に所定事項を記入し「受験者の顔写真」と受験手数料の払込みに係る「郵便振替払込受付証明書受験願書貼付用」を所定欄に貼付して、受験願書と一緒に配布する封筒（郵送先は印刷されています）により受付期間内に郵便局の窓口で配達記録郵便の手続を行ってください（ポストに直接入れないでください。）。
※都道府県庁、事務所・出張所及び行政書士会等での受付は行いません。

（３）受付期間

平成１５年８月４日（月）から８月２９日（金）まで。

受験願書の郵送については、この期間内に郵便局の窓口で配達記録郵便の手続を行って下さい。受験願書は、８月２９日（金）（受付締切日）の消印のあるものまで受け付けます。

６　受験票の交付

受験票は、平成１５年９月下旬に発送します。試験当日、試験場に必ず持参してください。

７　合格発表

平成１６年１月１５日（木）午前９時から合格者の受験番号を当センター事務所の掲示板に掲示するほか、受験者全員に合否通知書を郵送します。
また、ホームページ
http://gyosei-shiken.or.jp
にも受験番号を登載します。

８　連絡先（間い合わせ先）

財団法人行政書士試験研究センター
所在地　〒153－0051
東京都目黒区上目黒3－6－18
ＴＹビル７階
電話番号（試験専用）03－5725－7460

◎詳細については試験案内をお取り寄せ下さい。

支局かわら版

電線地中化で街なみスッキリ 馬頭町 ー塩那支部ー

電線電話線が見えなくなると街の景観がほんとうにすっきりします。現在、馬頭町が進めている電線地中化に注目してみました。

馬頭町は栃木県の東部にあり茨城県大子町と接し、八溝山系に属する山に囲まれた町です。

１９世紀はじめ江戸時代後期、風景版画「東海道五十三次」に代表される浮世絵師歌川広重の作品を多く集めた青木コレクションが平成９年に馬頭町に寄贈されました。それを公開すべく平成１２年１１月に八溝材など地元の材料を多用した「馬頭町広重美術館」が開館されました。馬頭町では「街なみ環境整備事業」として新しい「馬頭町広重美術館」を核に町の中心市街地は歩車道の整備、電線の地中化工事が進められています。

電柱を伝って縦横にはりめぐらされた電線は空中にあるので、普段の生活のなかではあまり意識しません。しかし写真でみると、電線は街の景観を雑然とさせているのがわかると思います。

ただ電線電話線を地中化すれば街の景観がよくなるということでもなさそうです。町役場の担当者にも話を聞きましたが、そのほか土地の歴史、地形や街を構成するさまざまな要素を総合的に考えなければならないようです。「広重美術館」を訪れた時には近くのお寺、周辺の電線のないすっきりした街なみを散策してください。

◀ 広重美術館裏の『乾徳寺』

馬頭町 ▶
広重美術館

◀ 御前岩

〔電線等地中化前〕

〔電線等地中化後〕

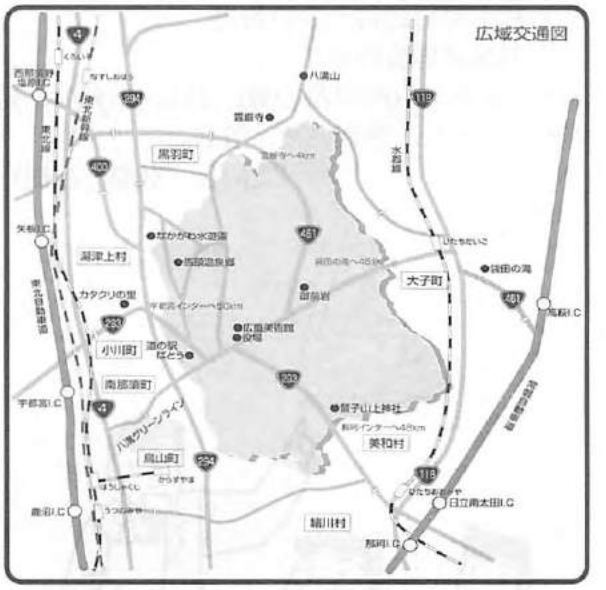

馬頭町には「道の駅ばとう」や「馬頭温泉郷」、陶器の「小砂焼き」、また「御前岩」「鷲子山上神社」などとても景色のよい所があります。すこし足をのばせば、大子町の「袋田の滝」すぐ隣には「なかがわ水遊園」、あわせて訪れ休日を楽しんでみてはいかがですか。

（支局長　長谷川　久夫）

〈馬頭観光協会〉0287-92-5757

平成15年9月における経営事項審査実施の日程について

栃木県土木部監理課建設業係

土木事務所名	審査予定日	土木事務所名	審査予定日
宇　都　宮	２４日（水）	栃　　木	１８日（木）
鹿　　沼	３０日（火）	大　田　原	１９日（金）
烏　　山	２５日（木）	日　　光	３０日（火）
矢　　板	２６日（金）	真　　岡	２９日（月）
足　　利	２５日（木）	佐　　野	２９日（月）

支　局　情　報

【足　利】

足利支部理事会開催

６月２８日（土）午後６時から、足利市民プラザにおいて、理事会が開催され、次の議題が討議されました。

① 事業計画の推進について
② 栃木県行政書士会の報告
③ 県臨時総会開催について

県の駐車場取得問題に関しては、活発な意見もありました。懇親会後、散会。

（支局長　荻原　昌樹）

【宇都宮】

宇都宮支部・業務研修会開催

栃木県行政書士会宇都宮支部主催の業務研修会が、７月２５日（金）に栃木県行政書士会館会議室にて開催されました。

研修科目は、①「都市計画法第３４条の改正点について」講師：宇都宮市役所都市開発部都市計画課担当官、②「用途廃止・払下げ等について」講師：宇都宮市役所建設部道路維持課担当官・理財部管財課担当官、以上ふたつの研修が行われました。

宇都宮支部会員からの出席者３２名、及び６団体からの代表者５名を加えた３７名の多くの参加者がありました。

質疑応答においても多くの質問があり、参加者の熱意が感じられ実りのある研修会でした。

以上

（副支部長　小林　幸雄）

９月の「行政書類手続き相談」

日　時：平成１５年９月８日（月曜日）
　　午前１０時～午後３時
場所：宇都宮市役所２階（市民相談室）
担当者：市川浩一・福田　仁

「支部長の顔」

宇都宮支部長　　齋藤　裕

みなさん、こんにちわ！
５月１７日に宇都宮支部長に就任して、早２ヶ月が経とうとしています。その日を境にして、自分の日々の生活が、突然変わってしまったことは、痛感に感じております。その前日までは、自分の業務だけこなせば、あとはネットを見たり、犬の散歩したりと、余裕のある生活を送って参りました。ところが、今は余裕などない生活を送っております。支部業務（研修会や福利厚生など）何をするにしても中心となって行動しなければなりません。２３２名の支部の代表として、やりがいと、責任の重さを実感しているところでございます。

支部業務は、支部長一人ではできるわけがありません。副支部長、理事等のサポートには感謝しております。また、宇都宮支部会員はもとより、他支部会員の協力、ありがとうございます。不器用ではありますが、頑張っていきたいと思います。

さて、堅苦しい話はここまでにして、先日家族でディズニーシーへ行ってきました。妻と娘が好きなもので、年２回は行ってます。会員のみなさんは、自分の好きな風景はあるのでしょうか？今回２枚の写真を掲載させていただきましたが、パーク内は確かに混んではいますけど、この風景を見ると何となく落ち着く感じがします。

会員のみなさん…好きな風景はありますか？是非談話室まで投稿して下さい。

おじゃましま～す！

今月号から新しい企画「おじゃましま～す」が始まりました。記念すべき第１回は、会長である小林一二会員です。

宇都宮市泉町にある事務所のドアをノックすると、優しい奥さまと息子さん、奥の机では会長が仕事中にもかかわらず、気持ち良く迎えてくださいました。机の周りには書類、本棚には書籍が沢山あり、日頃から色々な情報に耳を傾けたり、仕事熱心なお姿に納得させられました。

１.氏　名	小林一二
２.住　所	宇都宮市泉町６－１１
３.入会年	１９８０年１２月
４.入会の動機	行政書士の仕事に興味があったから。
５.専門or兼業	専門
６.得意業務	建設業・風俗・医療法人・各種法人等
７.苦労していること	時間が足らない！土日も仕事をしています。
８.行政書士になって良かったこと	仕事に没頭できた事。 沢山の知り合いと、沢山の仲間ができたこと。
９.モットーは…	何事にも、一つ一つ一生懸命！！
10.ご家族は	奥様と３人の息子さん
11.趣　味	ゴルフ（４８歳の時に始めました）
12.特　技	どこでも眠れること（奥様からの情報！）
13.好きな場所	温泉、特に露天風呂が好き。
14.好きな色	ブルーとグリーン
15.一　言…	会員みんなが行政書士で食べていけるよう、またそれには質の向上を目指して頑張っていきたい。

最後に奥様と息子さんからもお話を伺うことができました。

「家ではどんな方ですか？」という質問に、奥様にとっては、昔ながらのお父さんという感じだそうです。でも息子さんたちには、何でも好きな事をやらせてくれて、いつも見守ってくれているお父さんです。とのことでした。少しの時間でしたが、ご家族の温かさを感じましたし、普段見ない顔を見ることができた…そんな取材でした。今回はお忙しい中、本当にありがとうございました。（広報部）

釣紀行８

今朝方まで降った雨のせいか川は増水し笹濁り状態、今日は１日楽しめるぞ、と早朝から釣り支度し民宿を出て一番に入渓した。相棒のＹ氏が仕掛けを作り竿を出すと一投目で９寸近いイワナがかかった。交代に竿を出すと、すぐにアタリがあり、先程と同じ位のイワナがかかり、それをとりこみながら「やっぱり思ったとおりで、今日はやになっちゃうぐらい魚が釣れるぞ」と二人ニコニコと、相変わらず交互に竿を出しながら、時折「ウヒャヒャー又かかった、魚のいない所に行ってみてぇー」などと子供のように大はしゃぎしながら、沢を釣り上がって行った。そのうち結構岩魚を釣ったせいか、ビクも大分重くなってきたので、あと２・３匹釣ったら（腹）ワタ採りをし、その後朝めしでも食って休憩しよう、と話しているうちに、先程までイレパク状態だった魚のアタリが、いつのまにか二人ともピタリとなくなってしまった。どうしたのだろうか、Ｙ氏と顔を見合わせ、お互いに考え込んでいた。まだぬれている川岸を、滑って転ばぬよう注意しながら上流に向かいながら足元をよく見た。すると、雨後きれいになった砂地に真新しい足跡があり、それを上流にたどっていくと、時折草木が踏み倒された形跡が点々とある。まさか、熊でもあるまい、いつのまに釣り人が割り込んで入ったのだろう、全然気がつかなかったと怪訝に思い、釣りを一時中断しＹ氏と上流へと急いだ。

しばらく進むと約１００ｍ上流に釣り人が一人いて釣りに夢中の様である。渓流釣りの場合《先行者優先》というマナーがあり、沢に一番先に入渓した者が、その沢を利用することを、釣り師どうしの暗黙の了解となっていて、先行者に断ってから行く場合いがいは、その上流に行ってはいけないというルール（最近は、それも守らない人が多くなってきているので、困ったものである）がある。たぶん恰好からして地元の人だ、東北の人には渓流釣りのルールなど通用しない、だって、我々が地元の人が楽しんでいる川に、割り込んで入って遊びの邪魔をしているのだから、とあきらめて竿を仕舞う事にした。

しかしそんなことはいっても、腹立たしさが消えず何ともクソ面白くない我々、少しいたずらをしてやろうと、釣り人の方に近づいて行った。彼は、相変わらず落ち込みがある深場で粘って、じっと竿を出している、後ろから気づかれないようにそっと近づき、すぐ背後から間髪を入れず「どうですか、釣れますか♪」と大きい声で聞いた。釣りをしている時は、無心に魚のアタリをとるために、神経を目印と川底の流れに集中している。まして自分ひとり以外いないわけであり、他に気配など感じない。そんな時に、すぐ後ろから声を掛けられたらたまったものじゃない。彼は我々の予想を上回る寸劇を演じてくれ「ウワー」と叫んだとたん、石の上にのっていた足をすべらせ、膝位の深さの水中へドボン。６月初旬でまだ水温も低く、大変冷たい川の中で振り返った、ウラメシそうな彼に、「どうしたんですか、大丈夫ですか」ととぼけて話しかけた。岸に上がり体裁を整えた彼は、気持ちの穏やかな人なのか怒らずに語ってくれたが、やっぱり地元の人でいつもこの川に釣遊びにくるのだとか。我々は別の川に移ることを彼に告げ、車へ戻る途中、してやったりと、二人で先程の彼の慌てた様子を思い出しながら、腹を抱えて大笑いしうっぷんを晴らした。

皆さん、くれぐれも背後から声を掛ける時には、遠くからやさしくお願いします。

無有恐怖・遠離一切顛倒夢想・究章涅槃・・・・・

（木子岩魚）

「権利」と矢沢永吉

今年２月と３月、全国紙にオーストラリア発の小さな記事が掲載されました。高層ビル建設計画をめぐって矢沢永吉氏から３５億円を騙し取った主犯と共犯に、それぞれ実刑判決が言い渡されたという内容です。

矢沢氏は過去にも裁判で世間を騒がせたことがあります。１９９２年にはＣＭやポスターに彼のそっくりさんを、そっくりさんだと明記しないで起用した北海道のパチンコ店を肖像権侵害で訴えました。高等裁判所は肖像権侵害の判例を作る方針もあったらしいのですが、結局は地方裁判所の和解を受け入れました。全国紙への共同宣言掲載と慰謝料３百万円の支払いがその条件です。金銭的な収支ではそれ以上の経費がかかっていたので１千３百万円のマイナスでしたが、「権利」を守るためには意義のある戦いでした。

矢沢氏が少年時代に読んだ、ビートルズ本から学んだことは音楽的なことだけではなく「権利というのは大変なことなんだ」ということもでした。その影響で「ミュージシャンは金のことは考えるな」という風潮の芸能界にデビューしてからも、「権利」を守る戦いをし続けました。

楽曲を管理するために出版会社を設立し、ロゴマークを商標登録し、写真ネガを自分の金庫で保管しました。当時の自説である「これからのミュージシャン、金庫持たなきゃダメよ」を実践したわけです。

３０年前から全国ツアーを行い、より質の高いステージを行なうために自ら製作も行い、外国人ミュージシャンを起用するために自ら招聘ライセンスを取得したりと、日本の音楽界における先駆者です。驚くべきことは、これらのことを大手芸能プロダクションではなく矢沢氏の個人事務所がやっていることです。

若いミュージシャンに、アーチストとしての音楽性だけではなく、「権利」を主張するという面でも、影響を与えています。「権利」を主張しているからこそ、シングルヒットを１曲でも出せれば大金を手にすることができるのです。矢沢氏は「オレにビジネスモデルのパテント料を持ってこい」と笑っています。

詐欺事件に戻りますが、矢沢氏は被害者であっても、金融機関に対しては自分で返済をし続けなければなりません。それは、「契約」ですから当然なことです。しかし、矢沢氏は「金は無くしても、気持ちは失ってない」「オレは歌える。借金返すのに何年かかるかなんて、そんなもん、たいしたことない」と語っています。矢沢氏はこの６月、東京ディズニーシーに登場し、メインステージで名曲『星に願いを』を披露しました。さすが「永ちゃん」です。

（足利支部　杵渕　徹）

行政とちぎに投稿しませんか？

- 業務に関する疑問・質問
- 日常感じていること
- とっておきの情報
- 提出窓口の情報
- 書士会に対する要望

その他何でもけっこうです。お待ちしております！（広報部）

栃木県行政書士会　〒320-0046
栃木県宇都宮市西一の沢町１－２２
ＦＡＸ ０２８－６３５－１４１０
メールアドレス gyosei-okada@mail.gt9.or.jp

軽自動車協会と業務連絡会開催

6月27日（金）宇都宮市「明治屋」において軽自動車協会と当会との業務連絡会が開催されました。

最初に軽自協会の槌谷専務理事から軽自動車の販売統計および保管場所届け出率の状況が報告され、次に岩瀬協会会長は車庫証明の届け率が低下傾向にあるが100％の届け率を目指すべく努力をしたいと挨拶の中で強調。

小林会長は、代理権、法人化、および電子申請と行政書士を取り巻く環境が大きく変化しても、より一層の共存共栄を計っていきたいと挨拶。

「軽自動車の保管場所届出の当面の諸問題」について検討が行われ、件数を増加させることが対象地域である宇都宮・小山・足利３センターの重要な課題であることを再確認しながら閉会となりました。

出席者はつぎのとおりです。
栃木県軽自動車協会 岩瀬会長、池田副会長、山下副会長、三田保管場所届出対策委員長、鈴木同副委員長代理、槌谷専務理事。
本会の小林会長、宮嶋副会長、渡辺運協会長代行、佐藤、松本両副会長。

（運営協議会　松本　明）

自動車販売協会と業務連絡会開催

7月14日（月）栃木県自動車会館において、栃木県自動車販売店協会と当会との業務連絡会が開催されました。

協会より副会長のトヨタビスタ社長荻原様、同じく副会長の栃木マツダ社長植木様、協会事務局神長専務理事、鈴木業務兼総務部長が当会より小林会長、宮嶋副会長、車庫証明運営協議会渡辺会長代行、佐藤、松本両副会長が出席しました。

協会の鈴木部長の司会で始まり、まず平成14年度15年度上期の報酬実績とその割合が、配布された資料をもとに報告され、データが物語る数字の推移を確認しました。

荻原副会長が主催者として、県内の自動車の販売状況を説明し台数的には昨年を上回っているがこれからも経済動向を注視していく必要があるとの挨拶。

次に小林会長から感謝の辞と運協の渡辺副会長が暫くの間会長代行の任に当たりますとの報告があり、続いて渡辺副会長が会長代行として、それまでの経緯説明と改めて自己紹介をしました。

「車庫証明の取扱の現状と問題点等について」を審議事項として意見が交わされ、納期の点については、特に月末等は死活問題になりかねないだけに警察署に交付期間の短縮を要望していく事に意見が纏まり閉会しました。

（運営協議会　松本　明）

政連だより

日政連幹事会開催される

6月27日平成15年度の定期大会が終了した後の初めての幹事会が7月24日、25日の2日間開催された。

議案は副幹事長、常任幹事の選任、各委員会の編成、具体的な運動方針について行われた。

特に、衆議院の解散が間近に迫っているとの観点からの対応、法改正の要望項目の再検討を行うことを決定した。

なお栃木会は国家等対策委員会に配属された。

（日政連栃木会会長　浅野　吉知）

木もれび

最近、議員秘書給与詐欺、官僚知事等の横領、警察官の不祥事等々、新聞各社で毎日にぎわっている。「悪い人がいるものだ、いずれにしても氷山の一角にすぎないんだろうな」などと他人事と考えていた。

そんな矢先、我が身にも降りかかって来た。○○農業委員会事務局からTELがあり先日提出した５条届け出に不備があるとのこと。

「届出に不備？そんな馬鹿な！」

意気込んで行くと、そこには私が提出した都市計画法２９条許可申請の稟議書が……

早く名義を移転したいという依頼者にせがまれ目的の違う５条届け出をしてしまった。まずい！虚偽の申請　公文書偽造の公使　告発等頭をかすめる。

だが幸いにして理解ある担当者であったため、事情を説明し取り下げることで事なきを得た。ふ～う

たいがいの依頼者は、早く、安く、簡単にと言い、行政書士の技量を計る。

依頼者のサービスに努めるのは、当然の事と思うが、馴れ合い社会になっている昨今、行政書士の責務等を肝に命じ、気を引き締めて行政書士業務を行わなければならないと、改めて感じさせられた一件でした。

（佐野支部長　上岡　由一）

表紙写真 ～「道の駅」ばとう～
遊びにおいでよ！田舎が一番

馬頭町は、清流那珂川と八溝山系の豊かな自然に恵まれた県北東部に位置し、歴史的文化資源、温泉、ゴルフ場、キャンプ施設などのスポーツレジャー施設が豊富に存在する地域です。

「道の駅・ばとう」は、田舎の駅をイメージし、馬頭町地域活性化構想のキャッチフレーズ「遊びにおいでよ！田舎が一番」をテーマにしています。

駅内には伝統工芸品である小砂焼きや、手作りハム、手作りアイス、地元産の新鮮野菜・果物等の販売も行い、交流ふれあいの場となっています。

路線名：国道２９３号線
所在地：栃木県那須郡馬頭町大字北向田字宮内183-1
電　話：0287-92-1116（代）
開設時間：夏季（4月～10月／午前9時～午後6時）
　　冬季（11月～3月／午前9時～午後5時）
休館日：12月29日～１月３日
アクセス：☆東北自動車道宇都宮ＩＣから国道293号を東へ56km（約50分）
☆常磐自動車道那珂ＩＣから国道293号を西へ66km（約１時間）
☆JR烏山線からJRバス馬頭行きで40分
JR東北本線（宇都宮線）氏家駅から東野バス馬頭行きで40分

★施設紹介★

○レストラン「ばとう」…おすすめは地元産のそば粉を使った手打ちそば
○アイス工房 …… 手作りアイスの加工販売

★おみやげ★

○小砂焼、手作りハム、鮎の甘露煮

★一足のばせば★

○馬頭温泉郷（旅館11軒）車で15分
八溝県立自然公園内で那珂川を眼下に那須岳～日光連山を一望できる「美人の湯」で知られる。

○小砂陶芸の里（窯元10軒）車で15分
本格的陶芸が体験可。

○馬頭町広重美術館
主に町に寄贈された「青木コレクション」を展示。営業時間は午前9時半から午後5時、月曜、祝日の翌日、年末年始が休館です。

○こどもの森「えほんの丘」
いわむらかずお絵本の丘美術館、絵本の世界と自然との実体験を楽しめる。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成15年７月31日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	小山	１８０７	H15.7.28	323-0022	小山市駅東通り1-45-18	0285-23-2372	
	福田利明	03122116					
	宇都宮	１８０８	H15.7.28	320-0075	宇都宮市宝木本町1478	028-665-0348	
	遠藤勇	03122117					
	宇都宮	１８０９	H15.7.28	321-0106	宇都宮市上横田町848-1	028-684-6914 FAX 684-6915	
	須田則行	03122118					
	足利	１８１０	H15.7.28	326-0843	足利市五十部町668	0284-21-9029 FAX 21-9029	
	鈴木光衛	03122119					

【退　会】〔訃報　鹿沼支部　渡辺一会員・佐野支部　遠藤芳夫会員のご冥福をお祈り致します〕

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
鹿沼	渡辺一	H15.7.11	死亡	那須	奥沢三春	H15.7.23	廃業
佐野	遠藤芳夫	H15.7.29	死亡				

【変　更】（事）は事務所、（住）は住所の変更

支部	氏名	会員番号	変更	新事務所・住所・Eメール	電話
宇都宮	岸清美	１５９４	（住）	宇都宮市上戸祭4-13-6	
宇都宮	蛟爪延行	１２９３	（事）		028-673-6959

お知らせ

平成15年度 行政書士試験監督員の募集について（４０名）

平成15年10月26日（日）宇都宮大学において行政書士試験を実施するにあたり、試験監督員の募集を致します。（昨年ご協力して頂いた方もお申し込みください。）

ご協力いただける方は、8月29日までに電話又はＦＡＸにて事務局までご連絡ください。

応募者多数の場合は、抽選とさせていただきますことご了承ください。

※行政書士試験前に開催する説明会及び試験当日に出席できる方に限ります。

説明会予定日　10月19日（日）午後2時から

総務大臣表彰祝賀会開催

栃木県行政書士会会長小林一二、副会長岸宏、元副会長関口長四郎、元総務部長森章会員が、Ｈ１５．６．２６日行連総会において総務大臣表彰を受彰されました。

下記により祝賀会を開催致しますので、一人でも多くの方のご参加をお待ち申し上げます。（詳細については別紙をご高覧ください。）

１．日時　平成15年９月１２日(金)午後６時から
２．場所　「ホテルニューイタヤ」
　　宇都宮市大通２－４－６
　　TEL　０２８－６３５－５５１１
３．会費　一人６０００円

編集後記

今月中にも掲載のように、過日栃木県総合文化センターにおいて「電子自治体と未来のくらし」と題したフォーラムが開催され、我が広報担当副会長の金敷裕会員がパネリストとして参加しました！後日下野新聞に全内容が掲載されるそうです。“たかがＩＴ、されどＩＴ”しかしわが身を振り返った時“たかが…”とは言えない。頑張るしかない。

行政とちぎ　８月号No.320
発行人　栃木県行政書士会
代表者　小林一二
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電話 028-635-1411(代)
ＦＡＸ 028-635-1410
メールアドレス　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ホームページ　http://www5a.biglobe.ne.jp/~gyosei09/
編集　広報部
定価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の講読料は会費の中に含まれます。）